

**生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム  
講義・演習教材の利用に当たっての留意事項**

1. 講義・演習教材の定義

- 「講義・演習教材」という場合、「講義用資料」、「演習教材」及び「標準的な講義の進め方」を指すものとします。

2. 利用者の範囲

- 都道府県や市町村等地方公共団体及びそれに準ずる団体、生活困窮者自立相談支援事業に携わる機関等において職員等の研修の用途で利用いただくことを想定しています。
- それ以外の団体や個人等においても、営利を目的としない範囲において利用することは構いません。

3. 利用の手続・出典の明記

- 利用に当たって特段の手続は必要ありませんが、出典(事業名、事業実施主体、教材名、執筆担当者)を必ず明記の上ご利用ください。

4. 利用方法

- 「講義用資料」及び「演習教材」は、原則として、一切変更せず、そのまま利用することを前提に作成しています。
- 一方で、都道府県等の自治体において、県域研修のカリキュラムを企画し、独自の研修カリキュラムや教材を作成する際の素材としても活用できるよう、極力編集可能な形で提供しています。しかし、誤った編集等により、本来の意図と反する形での利用がなされる恐れもでてくることから、一部を改変・改編の上利用する場合には、「5. 改変・改編の範囲と方法」の定めに従って、利用してください。
- なお、「標準的な講義の進め方」は、講師が研修の企画を検討する際に自由に変更していただいて構いません。

5. 改変・改編の範囲と方法

- 利用者が改変・改編する場合には、「講義用資料」及び「演習教材」のほか、講義・演習教材の作成に当たって利用している参考文献・資料の文脈や研究成果等を逸脱せず、かつ参考文献・資料の著作権を侵害しない範囲において、利用者自身の責任で行うことができます。なお、この場合、本事業の実施主体並びに執筆担当者は一切責任を負いません。
- 改変・改編等を施した場合には、「3. 利用の手続・出典の明記」の定めに従って出典を記載するとともに、利用者が一部改編等を加えていることを明示してください。
- 別紙に、「講義用資料」及び「演習教材」の改変・改編の考え方を示すので、参考にしてください。

6. 利用に当たっての留意事項の承諾

- 利用者が本事業において開発した講義・演習教材を利用した時点において、本留意事項に同意いただいたものとみなします。

7. 著作権の帰属

- 講義・演習教材の著作権は、みずほ情報総研株式会社及び執筆担当者に帰属します。

8. 免責事項

- 講義・演習教材は、令和元年度における生活困窮者自立支援法に基づく同制度の内容、並びに平成 28 年度から平成 30 年度に実施された国研修の講義・演習教材をもとに開発しています。
- 今後、法改正や基本テキストである『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』（自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編）の改訂等があった場合には、そのまま利用することができなくなりますので、ご注意ください。
- 利用者が、講義・演習教材を用いて行う一切の行為並びに結果の責任に対しては、一切責任を負いません。

作成者:みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

作成日:令和 2 年 3 月 31 日

# 別紙「講義用資料」及び「演習教材」の改変・改編の考え方(イメージ)

(注) 実際の講義用資料等とここに掲載しているスライドの例示は異なる場合があります。

## 1. 講義用資料(パワーポイント資料)

**【職種共通プログラム】**  
**B. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢**

令和元年厚生労働省「生活困窮者自立支援制度における地域研修の普及・促進に向けた調査研究事業」  
 みずほ情報総研株式会社

### 基本倫理

として最も基本となる行動規範。

① 尊厳の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利用者一人ひとりを、可能性や力をもつかけがえない存在としてとらえていく視点をもつ</li> <li>✓ 利用者の自己決定の尊重や意思決定能力の不十分な利用者に対する利益と権利の擁護</li> </ul>
② 本人の主体性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本人自らが自立に向けて行動できるようになることが基本</li> <li>✓ 支援員はその過程をサポート</li> </ul>
公平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本人の代弁者として機能</li> <li>✓ 関係機関や関係者と調整する際には、関係機関・関係者、本人いずれにも中立・公平な立場を保つ</li> </ul>
姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利用者と支援員の信頼関係の構築が不可欠</li> <li>✓ 守秘義務があることや関係者等との情報共有ルールについて、本人の理解を得る</li> </ul>

事業名や出典、執筆担当者等の情報の削除は不可。ただし、独自に改変等を行っている場合には、その旨を追記。

**1. 個別的・継続的な相談支援**  
 (1) 本人との援助関係の構築～信頼関係の構築に向けて - 1

**1. とともに存在する時間と空間を大切に**

- ▶ 「そばに一緒にいる」という物理的な環境は、言葉のやりとりの前提となる重要な意味をもつ。
- ▶ **時間や空間を本人と共有し、本人と波長を合わせる。**

**2. ありのままを受け止める**

- ▶ 支援員が本人の言動について評価したり審判ではなく、**ありのままの本人をまるごと受け止める**
- ▶ 社会的に認められない行為があった場合には、そこから背景やそれに付随する感情も含めて受け止める
- ▶ ありのままを受け入れられたところから結び、**そこから本人自身が問題解決を踏み出すことができる。**

**1. 個別的・継続的な相談支援**  
 (1) 本人との援助関係の構築～信頼関係の構築に向けて - 2

**3. 感情にアプローチする**

- ▶ 「あなたの今の気持ちを理解しています」というメッセージを、言葉や表情、態度でもって具体的に応答していく。
- ▶ **本人が自分の感情をきちんと理解してもらえているという実感は、信頼関係に裏打ちされた援助関係の形成を強く押し進めることになる。**

**4. 面接を活用する**

- ▶ 面接場面等において、一つひとつの会話を大切に、それを信頼関係の構築につなげる。
- ▶ 傾聴と適切な応答によって、**本人自身が自分の問題を整理することができるように支える。**

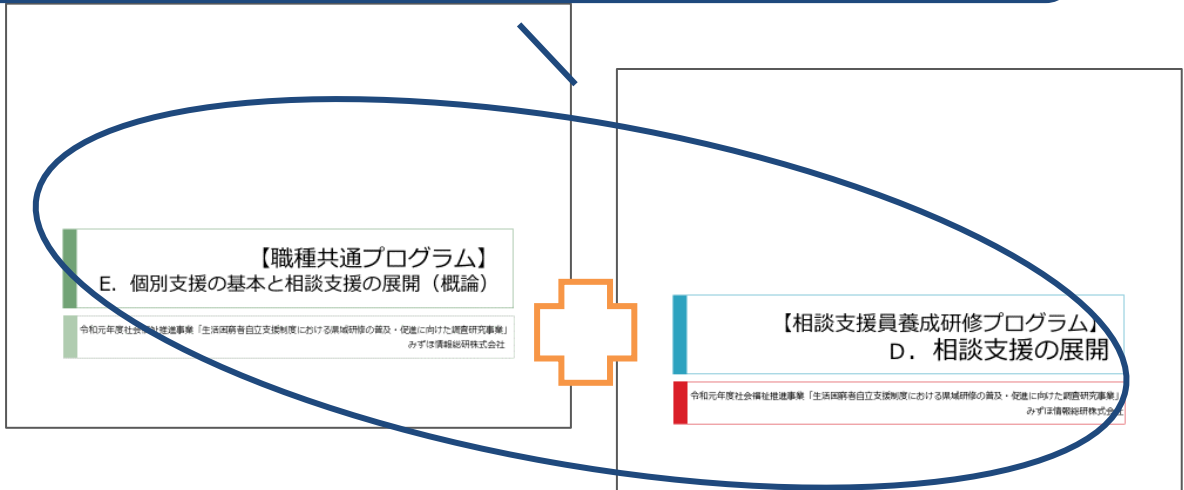
ゆるみすぎ、相づち、繰り返し、要約、言い換え

同じ目次のスライドは連続した内容であるため、部分利用は不可。

説明を簡潔にしてまとめることは可。



同一カリキュラム内の異なるプログラムや異なるカリキュラムのプログラム同士の全てまたは一部を組み合わせて利用することは可であるが、出典を正確に記載することが必要。なお、同一の内容の一部を使うなど意図を変更するような変更は不可である点に留意。



生活困窮者自立支援法において定められている基本的な考え方は変更不可。

## 2. 3つの基本倫理

▶ 支援員にとって最も基本となる行動規範。

1. 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 尊厳の保持           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利用者一人ひとりを、可能性や力をもつかけかえのない存在としてとらえていく視点をもつ</li> <li>✓ 利用者の自己決定の尊重や意思決定能力の不十分な利用者に対する利益と権利の擁護</li> </ul> </li> <li>② 本人の主体性の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本人自らが自立に向けて行動するようになることが基本</li> <li>✓ 支援員はその過程をサポート</li> </ul> </li> </ul>
2. 中立性・公平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本人の代弁者として機能</li> <li>✓ 関係機関や関係者と調整する際には、関係機関・関係者、本人いずれにも中立・公平な立場を保つ</li> </ul>
3. 秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利用者と支援員の信頼関係の構築が不可欠</li> <li>✓ 守秘義務があることや関係者等との情報共有ルールについて、本人の理解を得る</li> </ul>

3 資料：アセスメント実践ガイド 1. pp. 20-28 より

生活困窮者自立支援制度における地域研修の普及・促進に向けた調査研究事業  
みずほ情報総研株式会社  
【出典】 B. 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢

詳細な説明部分は省略したり、文章を簡略化することも可。

### 3. 8つの基本姿勢 (6) チームアプローチの展開

- ▶ 利用者は複合的な課題を抱えていることから、関係機関や専門職等、多様な主体が連携して、**チームアプローチによる支援**を実施。
- ▶ 自立相談支援機関の内外を問わず支援に関わる担当機関・担当者のほか、家族や仲間等、**利用者のニーズに応じてチームを編成**。
- ▶ **支援員はチームが有機的に連携できるように調整**。また**利用者の了解を得て、チーム内で利用者の状況や課題等を共有**する。

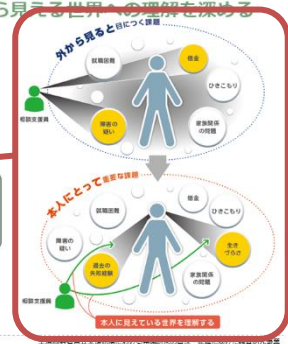


出典の掲載されていないイメージ図等は地域の実態に合わせた図に変更することも可。ただし、都道府県において加工している旨を追記することが必要。

出所が明示されている文章や図表や編集できない形式で保存されている図表等は改変不可。

### 2. 相談支援の展開 (3) アセスメント～本人理解にもとづく相談支援の考え方－2

- ▶ **本人の側にとって、本人から見える世界への理解を深める**
- ▶ 本人の側にとって、本人から見た場合に、**自分自身の状況や自分を取り巻く環境がどのように見えており、どのように課題を捉えているのか**を理解する。



本人が主体となって課題に取り組むことを支援する

出典：みずほ情報総研（2016）『生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業に関する調査研究事業報告書「事例から学ぶ相談支援の基本」』、厚生労働省（平成28年度自立相談支援事業等補助金）（平成28年度）, p.3, 50

### 参考文献など

- ▶ 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会編（2014）『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』、中央法規出版, 2014年。  
※關注内では「テキスト」と表記  
＜執筆者一覧＞  
第4章；若間伸之
- ▶ 鈴木晶子（2016）『【後期】相談支援員養成研修『アウトリーチ』講義資料』（平成28年度自立相談支援事業従事者養成研修）
- ▶ 若間伸之・朝比奈ミカ・鈴木晶子（2016）『【後期】相談支援員養成研修『相談支援の展開』講義資料』（平成28年度自立相談支援事業従事者養成研修）
- ▶ みずほ情報総研（2016）『生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究事業報告書「事例から学ぶ相談支援の基本」』（厚生労働省平成27年度生活困窮者就労準備支援事業等補助金社会福祉推進事業）
- ▶ みずほ情報総研（2015）『自立相談支援事業における使用標準様式の実用化に向けた調査研究報告書』（厚生労働省平成26年度セーフティネット支援対策等事業（社会福祉推進事業））
- ▶ バイステック（2006）『ケースワークの原則[新訳版]－援助関係を形成する技法』尾崎新・福田俊子・原田和幸訳, 誠信書房, 2006年。

参考文献リストを削除することは不可。ただし、一部のスライドを削除したり、独自の内容に差替えたこと等により、当該参考文献を利用していないものについてのみ削除可。

## 2. 演習教材

みずほ情報総研株式会社  
令和元年社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度に向けた県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業」  
【資料】B、支援員に求められる基本姿勢と基本姿勢（新保栄者委員作成）

**演習1**  
①以下の空欄に、自立相談支援事業の各支援員に求められる「倫理と基本姿勢」を記入してください。3分間をお願いします。

<3つの倫理>

1	2	3
---	---	---

<8つの基本姿勢>

1	4	6
2	8つの基本姿勢	7
3	5	8

正確でなくても、思い出せること、必要だと思う内容をこの場で書かせてください！

ワークを満ちて考えてみましょう。  
裏面に「答え」がありますが、まずは、何も見ないでご記入ください！

<出典>  
新保栄者（2018）『前期』共通プログラム『【講義と演習③】支援員に求められる倫理と基本姿勢』講義資料（平成30年度自立相談支援事業支援委員会養成研修）

1

事業名や執筆担当者、出典等の情報の削除は不可。ただし、独自に改変等を行っている場合には、その旨を追記。

演習課題は改変不可。

ワークシートの内容は原則として、変更不可。ただし、演習方法を変更するため、模造紙サイズで使う、個人演習をグループワークに変更する等、運用方法の変更は可。

事例として記載している設定の一部を変更して活用することは不可だが、完全に独自の事例に差替えて、ワークシートや設問のみを利用することは可。

みずほ情報総研株式会社  
令和元年社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度に向けた県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業」  
【資料】A-1、就労支援の基本的考え方（新保栄者委員作成）

**演習1**  
次のようなとき、あなたなら、Aさんにどのように対応しますか（電話での対応、その後の対応等）？

**インシデント①**  
Aさんは30代の男性。1週間後にA社で就労体験を始めることが決まっている。2週間前にA社担当者との事前面談は無事終了。しかし、その後、支援員との面談を無断で休み、何度も電話をするが回答がない状況が続いた。本日ようやく電話が通じるが「やっぱり自分には無理。就労体験はキャンセルしたい。」とのこと。

<出典>  
新保栄者・岡野みゆき・鈴木真子（2016）『後編』『支援関係の構築②』講義資料（平成28年度就労準備事業支援委員会養成研修）

1

以上